

# 次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社会福祉法人五色会 障がい者支援センターあゆの里

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年8月1日～令和9年3月31日までの4年8か月
2. 内容

目標1：令和4年9月から子の看護休暇制度を拡充する。具体的には、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ることを認める。

## <対策>

- 令和4年8月～ 障がい者支援センターあゆの里育児休業等に関する規程の改正案の検討・作成
- 令和4年9月 社会福祉法人五色会理事会で規程の改正案を審議
- 令和4年9月～ 改正規程の施行、職員へ周知

目標2：常勤職員のうち10日以上年次有給休暇が付与された者の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

※労働基準法により10日以上年休を付与する者に5日以上年休付与が義務付けられたことからこれより1日多い6日とした。

## <対策>

- 令和4年9月～ リーダー会議、職員会議において、一般事業主行動計画の内容を説明し、職員に周知する。  
計画期間中は職員の年休取得状況を把握し、定期的にリーダー会議、職員会議において周知を図る。

目標3：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

## <対策>

- 令和4年10月～ 育児休業を予定している職員が生じた場合、当該職員に対して、「育休復帰支援プラン」や復帰後の両立支援制度、休業中の社会保険料免除などについて周知する。